

特許異議の申立てQ & A

特許異議の申立てを行う際には、[審判便覧に記載された実務の運用を分かりやすく解説し、平成27年11月の規則改正後の手続の様式や書類の記載例も盛り込んだ「特許異議申立制度の実務の手引き（改訂版）」](#)も参照してください。
また、訂正請求のQ & Aについては、[こちら](#)を参照してください。

<目 次>

1. 特許異議申立制度について
2. 特許異議の申立ての審理について
3. 特許異議申立人とその代理人の手続について
4. 特許権者とその代理人の手続について
5. その他

《1. 特許異議申立制度について》

Q1-1. 特許異議申立制度とは、どのような制度ですか。

A1-1. 特許付与後の一定期間（特許掲載公報発行の日から6月以内）に限り、広く第三者に特許処分の見直しを求める機会を付与し、特許異議の申立てがあったときは、特許庁自らが当該処分の適否について審理して、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより特許の早期安定化を図る制度です（審判便覧67-00の1.）。

Q1-2. 特許異議の申立ての対象となるのは、どのような特許ですか。

A1-2. 平成27年4月1日以降に特許掲載公報の発行がされた特許が対象となります（平成26年法律第36号附則§2⑯、平成27年政令第25号）（審判便覧67-00の2.）。

Q1-3. 特許異議の申立てができる期間について教えてください。

A1-3. 特許掲載公報発行の日から6月以内です（特§113柱書）（審判便覧67-01の3.）。

なお、特許異議申立期間内であっても、特許権が消滅した後は、特許異議の申立てをすることはできません（審判便覧67-11の1.）。

Q1-4. 特許異議の申立てができる者について教えてください。

A1-4. 「何人（利害関係人に限定されない）」も特許異議の申立てをすることができます。

ます(特 § 1 1 3 柱書)。

具体的には、自然人、法人及び法人でない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めがあるもの(特 § 6 ①二)が該当します。匿名での申立てはできません。在外者が申し立てるときは、日本国内に住所又は居所を有する代理人(特許管理人)によって手続をする必要があります(審判便覧 6 7 - 0 2 の 2.)。

Q 1 - 5. 特許異議申立人が死亡又は合併により消滅したときに、特許異議申立人の地位は承継できますか。

A 1 - 5. 特許異議申立人の地位を承継することはできません(最高判・昭和 5 3 年(行ツ) 1 0 3 号)(審判便覧 6 7 - 0 2 の 2.)。

Q 1 - 6. 特許異議の申立てにおける決定に対して不服を申し立てることはできますか。

A 1 - 6. 特許を取り消すべき旨の決定に対して、特許権者等は東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に決定の取消を求める訴えを提起することができます(特 § 1 7 8 ①)。

特許を維持すべき旨の決定に対して、不服を申し立てることはできません(特 § 1 1 4 ⑤)(審判便覧 6 7 - 0 6 の 7.)。

Q 1 - 7. 特許を取り消すべき旨の決定が確定したときの効果を教えてください。

A 1 - 7. 特許を取り消すべき旨の決定が確定したときは、特許権は初めから存在しなかったものとみなされます(特 § 1 1 4 ③)。

なお、一部の請求項に係る特許の取消が確定したときは、当該請求項に係る特許権のみが初めから存在しなかったものとみなされます(特 § 1 8 5)(審判便覧 6 7 - 0 6 の 6.)。

Q 1 - 8. 特許異議の申立てと無効審判とは何が違いますか。

A 1 - 8. 次の表をご覧ください。(審判便覧 6 7 - 0 0 の 1.)

(参考)【特許異議申立制度と無効審判制度との比較】

	特許異議申立制度	特許無効審判制度
制度趣旨	特許の早期安定化を図る	特許の有効性に関する当事者間の紛争解決を図る
手続	査定系手続 (原則として、特許庁と特許権者との間で進められる)	当事者系手続 (請求人と被請求人(特許権者)との間で進められる)
特許異議申立人・	何人も	利害関係人のみ

請求人の適格	(匿名は不可)	
申立て・請求の期間	特許掲載公報発行の日から6月以内 (権利の消滅後は不可)	設定登録後いつでも (権利の消滅後でも可能)
申立て・請求及びその取下げ	請求項ごとに可能 取消理由通知後の取下げは不可	請求項ごとに可能 答弁書提出後の取下げは相手方の承諾があれば可能
異議理由 無効理由	①公益的事由(新規性、進歩性、明細書の記載不備等)	①公益的事由(新規性、進歩性、明細書の記載不備等) ②権利帰属に関する事由(冒認出願、共同出願違反) ③特許後の後発的事由(権利享有違反、条約違反)
審理方式	書面審理 (口頭審理は不可)	原則口頭審理 (書面審理も可)
複数申立て・事件の取扱い	原則併合して審理	原則は併合せず、事件ごとに審理
決定・審決の予告	取消決定の前に、取消理由の通知(決定の予告)	請求成立(無効審決)の前に、審決の予告
決定・審決	特許の取消し若しくは維持 又は申立て却下の決定	請求の成立若しくは不成立 又は却下の審決
不服申立て	取消決定に対して、特許権者は、特許庁長官を被告として、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に出訴可能 維持決定及び申立て却下の決定に対する不服申立ては不可	請求人及び特許権者の双方とも、相手方を被告として、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に出訴可能
料金(円)	16,500+(申立てた請求項の数×2,400)	49,500+(請求した請求項の数×5,500)

《 2. 特許異議の申立ての審理について 》

Q 2-1. 特許異議の申立ての審理はどのように行われますか。

A 2-1. 審理は全て書面審理により行われます(特§118①)。口頭審理は行われません。ただし、証人尋問等、証拠調べが行われることがあります(審判便覧67-05)。

Q 2-2. 特許異議の申立ての審理機関と審理の対象について教えてください。

A 2-2. 審理の的確性を担保するため、3人又は5人の審判官の合議体が審理を行います(特§114①)。

審理の対象は、特許異議の申立てがされた請求項に限られます(特§120の2②)が、当該請求項については、合議体は、特許異議申立人が申し立てない理由についても審理することができます(特§120の2①)(審判便覧67-05)。

Q 2-3. 複数の特許異議の申立てがあったとき、審理はどのように進められますか。

A 2-3. 複数の特許異議の申立てについては、合議体が全ての申立理由を整理し、まとめて審理する(併合審理)ことが原則(特§120の3①)です。

したがって、それぞれの特許異議の申立ての時期に関わらず、本案審理は特許異議申立期間(特許掲載公報発行から6月)経過を待って行います。

ただし、特許権者から「特許異議申立期間経過前審理の上申書」が提出されたときは、特許異議申立期間経過を待つことなく審理を開始します(審判便覧67-08の1.)。

Q 2-4. 特許異議の申立ての審理は、申立ての理由及び証拠に基づいて行われるのですが、合議体が理由の変更や証拠の追加は行わないのですか。

A 2-4. 合議体は、職権審理により、特許異議申立人が申し立てない理由や証拠を採用することがあります。具体的には、証拠の組合せを変更すること、特許異議申立書により申し出た証拠に基づく進歩性等の取消理由を裏付ける証拠(技術分野の技術常識を示す文献など)や申立ての理由となった記載要件違反を立証するための証拠を補足するため職権調査により発見した証拠を採用すること及び適用条文を変更すること等が挙げられます(審判便覧67-05の3.)。

Q 2-5. 審理の方式は書面審理ですが、証人尋問等の証拠調べが行われることはありますか。

A 2-5. 証人尋問等の証拠調べは、特許異議申立人若しくは特許権者等から申立てにより、又は職権で実施することがあります(特§120→特§150、特§151)(審判便覧67-05)。

Q 2-6. 特許異議の申立てと無効審判の請求の両方がされたときは、どちらを先に審理するのですか。それとも併合して審理するのですか。

A 2-6. 特許異議の申立てと無効審判の請求の先後に関わらず、原則として、無効審判を優先して審理します。併合して審理することはありません(審判便覧67-09)。

Q 2 - 7. 特許異議の申立てと訂正審判の請求の両方がされたときは、どちらを先に審理するのですか。それとも併合して審理するのですか。

A 2 - 7. 特許異議の申立てが先に係属したときは、訂正審判は請求できません。

訂正審判が先に請求され、後から特許異議の申立てがされたときは、特許異議の申立てについての審理における取消理由通知に対して、改めて訂正の請求ができることから、原則として、特許異議の申立てを優先して審理します。併合して審理することはありません。その結果、特許異議の申立てにおいて、訂正審判と同一の内容を含む訂正の請求が必要になることがあります（審判便覧 6 7 - 1 0）。

《 3. 特許異議申立人とその代理人の手続について 》

Q 3 - 1. 特許異議申立書はどのように書けばよいですか。

A 3 - 1. 特許異議申立書は特許法施行規則様式 6 1 の 2 に従い、必要事項等を記載（押印等も必要）して、作成してください。

作成の際は、「特許異議申立制度の実務の手引き（改訂版）」の手続の様式や記載例を参照してください。

また、申立書には、ページ番号を付してください。

Q 3 - 2. 特許異議の申立ての手続は、オンラインで行うことができますか。

A 3 - 2. オンラインで行うことはできません。全て紙の書面による手続となります。

Q 3 - 3. 特許異議の申立ての手続を代理するときに、代理権を証明する書面の提出は必要ですか。

A 3 - 3. 特施規 § 4 の 3 ①九の規定により、特許異議の申立ての手続についての代理権を証明する書面を提出しなければなりません（審判便覧 2 3 - 0 9）。

Q 3 - 4. 特許異議の申立ての手続を委任するとき、委任状にはどのような記載が必要ですか。

A 3 - 4. 特許異議申立人の代理人の委任状には、「特許○○○○○○号に関する特許異議の申立て及びその取下げ」の記載が必要です。包括委任状であれば「すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ」や「すべての他人の特許又は商標（防護標章）登録に関する異議の申立て及びこれらの取下げ」の記載があれば、特許異議申立書または代理人選任届に包括委任状番号を記載することにより援用することができます。

Q 3 - 5. 特許異議の申立ての手続において、識別番号を記載すれば、住所の記載は省略できますか。

A 3-5. 特許異議の申立ての手続は、紙の書面による手続ですので、住所の記載は省略できません。

Q 3-6. 特許異議の申立ての手続において、識別ラベルを使用することはできますか。

A 3-6. 識別ラベルは使用できません。正本・副本ともに 押印が必要となります。

Q 3-7. 請求項単位の特許異議の申立ては可能ですか。

A 3-7. 2以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができます(特§113柱書)(審判便覧67-01の1.(2))。

Q 3-8. 特許異議の申立ての手数料の計算方法を教えてください。

A 3-8. 基本料16,500円+(特許異議の申立てに係る請求項の数×2,400円)です(特§195②)。

仮に、特許異議の申立てに係る請求項の数が「2」であれば、手数料は『21,300円』(16,500円+(2×2,400円))になります。

Q 3-9. 特許異議申立書を提出する際に、副本は何通提出する必要がありますか。

A 3-9. 特許権者の数に審理用の副本として1を加えた数を提出する必要があります(特施規§4、特施規§50の4)。副本にも押印が必要です。印鑑部分を含めてコピーされたものは単なる「写し」となり、副本の提出とは認められませんので、ご注意ください(審判便覧67-03の1.(1))。

Q 3-10. 特許異議の申立ての対象となる理由は、どのような理由ですか。

A 3-10. 特§113①各号に規定される公益的事由(新規性・進歩性・明細書の記載不備等)です。無効審判と異なり権利帰属に関する事由(冒認出願・共同出願違反等)は特許異議の申立ての理由とはされていません(審判便覧67-01の2)。

Q 3-11. 特許法29条(新規性、進歩性)を申立ての理由とする予定です。「申立ての理由」の書き方を教えてください。

A 3-11. 次の項目ア～ウに従って本件特許を取り消すべき理由を具体的に記載してください。

ア 本件特許発明

本件特許発明を、申立てに係る請求項の記載に基づいて説明してください。

イ 引用発明の説明

本件特許発明との関連において、主たる証拠(甲第○号証)を特定し、その

証拠の開示箇所とともに、主たる証拠に記載された発明（引用発明）を説明してください。

ウ 本件特許発明と証拠に記載された発明との対比

上記ア、イに基づき、本件特許発明と引用発明とを対比して、一致点と相違点とを明確にし、本件特許発明が引用発明に該当する、又は引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものである理由を明らかにしてください。

詳細は、特許庁HPの「特許異議の申立てに係る様式作成見本について」の中の『[「申立ての理由」の記載要領](#)』を参照してください。

Q 3-1 2. 引用形式（従属）請求項に対する「申立ての理由」が請求項1に対するものと同様である場合に、当該引用形式請求項に対する「申立ての理由」として、単に「請求項1と同様」と記載しても構わないですか。

A 3-1 2. 「申立ての理由」はできるだけ具体的に記載するようにしてください。単に「請求項1と同様」という記載だけでは、何がどのような点でどの程度同様なのかが明らかではない場合があり、結果として申立ての理由が具体的に記載されていないと判断され、取消理由として採用されないことがあります。

Q 3-1 3. 特許公報類のみを証拠とする予定ですが、特許庁に備付のものを援用し、添付を省略することはできますか。

A 3-1 3. 省略することはできません。証拠の写しを提出してください（審判便覧34-01の4.（3））。

また、証拠ごとに、「甲第1号証」のように、証拠番号を付してください。

Q 3-1 4. 外国語文献を証拠とする予定ですが、翻訳は必要ですか。

A 3-1 4. 証拠が外国語文献のときは、引用する箇所の翻訳文を添付する必要があります（特施規 § 6 1 ①）（審判便覧34-01の4.（5））

なお、機械翻訳等のため、日本語として適切な意味を成していないときは、不適切な翻訳文から認定し得る限度での採用にとどまってしまうので、ご注意ください。

Q 3-1 5. インターネット上の情報を証拠とするときに、気をつける点はありますか。

A 3-1 5. インターネット上の情報は、公知日が特定できないことがありますので、図書、雑誌、新聞など、公知日が特定できる証拠があるときは、できるだけそちらを優先して提出してください。インターネット上の情報を証拠とするときは、その印刷物にURL、印刷日を明示してください。

また、「審査ハンドブック」の「3211 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に係る情報提供」も参考にしてください。

Q3-16. 申立書、副本等一式を宅配便で特許庁に送る予定です。問題がありますか。

A3-16. 申立書、副本等一式は、「信書」に当たりますので、郵便又は信書便（信書便法 § 2②）で提出していただく必要があります。

Q3-17. 特許異議の申立ての理由を変更する又は証拠を追加する、いわゆる要旨を変更する補正は可能ですか。

A3-17. 特許異議申立期間が経過する時又は特許権者宛の取消理由通知の送付のいずれか早い時までであれば、特許異議申立書の要旨を変更する補正は認められます（特 § 115②ただし書）（審判便覧67-04の2.（2）ウ）。

Q3-18. その他、特許異議申立書を作成、提出するときに注意する点がありますか。

A3-18. これまでに多く発生している不備としては以下の事例がありますので、注意してください。

- 申立ての理由が具体的に記載されていない（例：「請求項1と同様」）
- 特許法29条を理由とするが、引用発明の認定、一致点、相違点の記載がない
- 特許異議申立書に頁番号が振られていない
- 正本と同様に副本にも朱肉を用いた押印が必要であるが、押印がない又は押印がコピーとなっている
- 副本は特許権者の数+1通の提出が必要であるが、副本の数が足りない
- 添付された証拠と「証拠方法」欄の記載不一致
- 代理人手続の場合、代理権を証明する書面の添付がない
- 証拠の不備
 - 外国語文献の翻訳文が添付されていない
 - 証拠ごとに証拠番号（例：甲第1号証）の記載がない
 - 文書の文字が不鮮明で判読できない
 - 図書、雑誌等の公知日が特定できない（表紙や奥付がない）
 - パンフレット等の頒布時期、発行時期が確認できる資料がない
 - インターネット上の情報などが証拠として提出されており、対象となる特許の出願日前の情報であるかが特定できない（図書など公知日が特定できる証拠がある場合はそちらを優先して提出してください）
 - ホームページの印刷物にURL、印刷日の記載がない
 - 実験成績報告書等の作成日・作成者等の記載がない
 - 証拠を国際公開番号で特定し、国際公開公報を添付すべきところ、添付され

た証拠が「再公表特許」である

証拠を提出する場合は「審判便覧 34-01 証拠提出に関する書類の点検と注意事項 4. 文書」に提出が必要な部分が提示されているので、よくご確認ください。

それ以外にも不適切な事例が発生しておりますので、速やかに特許庁から連絡が取れるよう、なるべく電話番号の記載をお願いいたします。

Q3-19. 特許異議申立人は合議体と面接ができますか。

A3-19. 特許異議の申立ては、書面審理のみとされています。また、審理は無効審判のように当事者対立構造によるものでなく、特許庁と特許権者との間で進められるため、特許異議申立人からの要請による面接は行いません。特許異議申立書に特許異議の申立ての理由が十分わかるように記載してください。

ただし、特許異議申立書に記載された証拠等について、技術説明を受けることが的確な審理に資すると合議体が判断したとき等、必要に応じて取消理由通知前に合議体から特許異議申立人に面接を要請することがあります。

この点については、面接ガイドライン【審判編】も参照してください。

Q3-20. 異議番号通知に記載された「申立番号」とは何ですか。今後の手続に必要ですか。

A3-20. 同じ特許権に対して複数の特許異議の申立てがあったときに、それぞれの申立てを区別するための整理番号です。今後の手続において、特許異議申立人が使用することはありません。

Q3-21. 特許権者から提出された書類に対して、特許異議申立人が意見を述べる機会がありますか。

A3-21. 訂正請求書の提出があったときは、審判長は取消の理由を記載した書面とともに、その副本を特許異議申立人に送付して、相当の期間（標準30日、在外者50日）を指定して意見書を提出する機会を与えます。

ただし、審判長が意見書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情（例：訂正が誤記の訂正等で軽微なものであるとき等）があると判断したときは、意見書を提出する機会是与えられません（特§120の5⑤）（審判便覧67-05.4）。

Q3-22. 特許異議の申立ての取下げについて教えてください。

A3-22. 特許異議の申立ては、特許権者宛の取消理由通知が送付されるまでは、取り下げることができません（特§120の4①）。

また、2以上の請求項について特許異議の申立てをしたときは、請求項ごとに取り下げることができます(特§120の4②→特§155③)。

特許異議の申立てが取下げられたときは、その旨が特許権者及び参加人に通知されます(特施規§45の6→§50の5)(審判便覧67-03の3.)。

Q3-23. 訂正の請求後に、特許異議申立人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられますが、この期間の延長を求めることはできますか。

A3-23. 特許異議申立人からの請求による延長は認められません。これは、無効審判における請求人の弁駁書の提出期間と同様です。

Q3-24. 訂正の請求後に、特許異議申立人が意見を述べる機会が与えられますが、このとき、新しい証拠などを提出してもよいですか。

A3-24. 訂正の請求の内容に付随して必要となる証拠であれば、取消理由として採用することがありますが、訂正の請求の内容に付随しないものは、取消理由として採用することはありません(審判便覧67-05.4の1.)。

Q3-25. 特許異議の申立てをしたいのですが、その後は意見書の提出も面接もしたくないときはどうすればよいですか。

A3-25. 特許異議申立書に「意見書提出の希望の有無 希望しない」と記載すれば、意見書の提出を求められることはありません(特施規§45の2 様式61の2)(審判便覧67-05.4の1.(1))。

また、合議体からの面接の要請を断ることはできます。

《4. 特許権者とその代理人の手続について》

Q4-1. 自分の特許に特許異議の申立てがあったことを知る方法がありますか。

A4-1. 特許異議の申立てがあったときは、特許権者に「異議番号通知」が送付されるので、それで知ることができます。

なお、特許権者が在外者の方のときは、「異議番号通知」は特許管理人に送付されます。

Q4-2. 異議番号通知に記載された「申立番号」とは何ですか。今後の手続に必要ですか。

A4-2. 同じ特許権に対して複数の特許異議の申立てがあったときにそれぞれの申立てを区別するための整理番号です。今後の手続において、特許権者が使用することはありません。

Q 4-3. 特許権に専用実施権が登録されているときに、専用実施権者へ何らかの通知がされますか。

A 4-3. 特許異議の申立てがされた特許に係る専用実施権者、その特許権について登録された権利を有する者については、特許異議の申立てがあった旨が通知されます(特§ 115④→特§ 123④) (審判便覧67-03. 2 (4))。

Q 4-4. 特許権に係る出願時の代理人ですが、これまでに委任状を提出していません。特許権者の代理人として特許異議申立事件の手続を行うことができますか。

A 4-4. 代理権を証明する書面の提出が必要です。特許異議の申立てがあると、特許権者が在外者のときは特許管理人に、それ以外は特許権者と特許登録時の代理人に異議番号通知(はがき)が送付されます。特許権者の代理人として手続を行うときは、異議番号通知を受け取った日から24日以内に、「代理人受任届」を提出してください。

なお、異議番号通知には、その旨の注意事項が記載されています。

Q 4-5. 特許権に係る出願時の代理人です。出願時に包括委任状(特許後の手続に関する委任事項あり)を援用しています。特許権者の代理人として特許異議申立事件の手続を行うことができますか。

A 4-5. 特許庁への手続に関し、出願時に援用した包括委任状によって特許権者(出願人)の代理人となっていますので、代理人として特許異議申立事件の手続を行うことができます(審判便覧23-09の4.)。

Q 4-6. 特許権に係る出願時の代理人です。出願時に包括委任状(特許後の手続に関する委任事項あり)を援用しています。このたび異議番号通知(はがき)が送付されてきました。しかし、実態上は、委任契約は終了しています。どのようにしたらよいですか。

A 4-6. 特許庁との手続に関し、現在も出願時に援用した包括委任状によって特許権者(出願人)の代理人となっていますので、代理しないのであれば速やかに「代理人辞任届」を提出してください。

なお、異議番号通知には、その旨の注意事項が記載されています。

Q 4-7. 特許権者から特許異議の申立ての手続について委任する際、委任状にはどのような記載が必要ですか。

A 4-7. 特許権者の代理人の委任状には、「特許第〇〇〇〇〇〇号に関する手続及びこれらの手続の取下げ」や「特許〇〇〇〇〇〇号の特許異議の申立てに関する手続及びこれらの手続の取下げ」の記載が必要です。包括委任状であれば「すべての特許権・・・これらに関する権利に関する手続・・・並びにこれらの手続の取

下げ」の記載があれば、代理人選任届に包括委任状番号を記載することにより援用することができます。

Q 4-8. 特許異議申立書の副本は、いつ特許権者（代理人）に送付されますか。

A 4-8. 特許異議申立期間経過を待つことなく、特許異議の申立てがあるごとに、その副本が送付されます(特§ 115③)。送付先は、代理人がいないときは特許権者、代理人がいるときは代理人です。

なお、特許異議申立書に不備があるときは、その不備が解消するまで副本は送付されません（便覧67-03の2.（2））。

Q 4-9. 取消理由通知について教えてください。

A 4-9. 審理の結果、特許異議の申立てに係る特許について取消決定をしようとするときは、審判長は特許権者に特許の取消理由を通知し、相当の期間（標準60日、在外者90日）を指定して取消理由に対しての意見を述べる機会を与えます(特§ 120の5①)。特許権者は、指定された期間内に意見書の提出及び訂正の請求をすることができます。

なお、特許権者は、取消理由通知に対して意見を述べればよく、特許異議申立書に記載された理由及び証拠に対して意見を述べる必要はありません（審判便覧67-05. 1）。

Q 4-10. 取消理由通知（決定の予告）について教えてください。

A 4-10. 特許無効審判における審決の予告と同様に、特許異議申立事件が決定をするのに熟した場合において、特許を取り消す理由があると認めるときに、特許権者に対し取消理由を通知する書面に「決定の予告」である旨を明示して、訂正請求の機会を与えるものです（特§ 120の5②）。

なお、特許権者から早期に決定を得るために「決定の予告」を希望しない旨の申出があったときや先の取消理由通知に意見書の提出、訂正の請求がないときは、「決定の予告」は行いません（審判便覧67-05. 5）。

Q 4-11. 先に受けた取消理由通知で通知された取消理由が解消されていないときは、取消理由通知（決定の予告）が必ず通知されますか。

A 4-11. 取消理由通知（決定の予告）が通知されないときもあります。先の取消理由通知に対して応答がないとき、又は、特許権者が「取消理由通知（決定の予告）」を希望しない場合は通知されません。

Q 4-12. 取消理由通知（決定の予告）とあわせて特許異議申立人からの意見書副本を受領しましたが、特許権者はこの意見書副本に何らかの対応をする必要がありますか。

ますか。

A 4-1 2. 取消理由通知（決定の予告）について対応をすれば十分であり、特許異議申立人からの意見書副本に対応をする必要はありません。

取消理由通知（決定の予告）のときだけでなく、2回目以降の取消理由通知と合わせて特許異議申立人からの意見書副本が送付されたときについても同様です。

Q 4-1 3. 取消理由通知に対する意見書の提出期間の延長を求めることはできますか。

A 4-1 3. 意見書の提出期間の延長は原則として認められませんが、期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由などを記載した期間延長請求書を十分な余裕をもって提出し、審判長が、期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由があると判断したときは、例外的に延長が認められることがあります（審判便覧25-04の3.）。

Q 4-1 4. 訂正を請求できる期間について教えてください。

A 4-1 4. 取消理由通知（決定の予告として行う取消理由通知を含む）において指定された意見書の提出期間（標準60日、在外者90日）内に、明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができます（特§120の5②）（審判便覧67-05. 2の1.（2））。

Q 4-1 5. 特許権に専用実施権が設定登録されていますが、訂正を請求する際に専用実施権者の承諾は必要ですか。

A 4-1 5. 特許権者は、専用実施権者、質権者又は職務発明に基づく通常実施権者若しくは許諾による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得たときに限り、訂正を請求することができます（特§120の5⑨→特§127）。

訂正請求書に承諾書を添付してください（審判便覧67-05. 2の1.（2））。

Q 4-1 6. 訂正を請求する際の手数料の計算方法を教えてください。

A 4-1 6. 基本料49,500円+（請求項の数×5,500円）です（特§195②）。「請求項の数」は、訂正の請求の仕方によって異なります（審判便覧38-00の2.）。

訂正を「請求項ごとに請求」するときは、訂正をしようとする請求項を訂正後の請求項で数えた数になります。

例えば、請求項1～5のうち請求項5を減縮する、あるいは、請求項5を削除する訂正では、訂正をしようとする請求項の数は1つとなり、訂正請求手数料は、55,000円（49,500円+（1×5,500円））となります。

また、請求項1～5のうち、請求項5が請求項4を引用している場合であって、

請求項4を減縮する訂正をするときは、訂正しようとする請求項の数は、請求項4及び5（請求項4を引用しているため実質的に減縮）となるため2つとなり、訂正請求手数料は、60,500円（49,500円＋（2×5,500円））となります。

一方、訂正を「特許権全体に対して請求」するときは、特許登録原簿に記録されている請求項数となります。

例えば、請求項数を「5」から「3」に減縮する訂正、又は請求項1～5のうち請求項1～3のみを訂正するような特許請求の範囲の一部の訂正であっても、特許登録原簿に記載されている請求項数「5」に応じた手数料が必要となります。よって、訂正請求手数料は、77,000円（49,500円＋（5×5,500円））となります。

なお、特許異議の申立てが請求項ごとに請求されているときは、訂正請求も「請求項ごとに請求」することになります（審判便覧38—06）。

Q4-17. 特許異議の申立ての対象外の請求項についても、訂正請求は可能ですか。

A4-17. 可能です（特§120の5⑨→特§126⑦）（審判便覧67—05.2の1.（2））。

Q4-18. 明細書又は図面について訂正するときに注意する点がありますか。

A4-18. 明細書又は図面の訂正が複数の請求項に係る発明に係るときには、訂正後の明細書又は図面を基準として、当該訂正後の明細書又は図面に関する請求項（又は一群の請求項）全てを訂正請求の対象としなければなりません（特§120の5⑨→特§126④）（審判便覧38—02）。

また、訂正明細書は、段落番号等の加除による「項ズレ」を防止して、一覧性を確保するために所定の様式により作成しなければなりません（特施規様式29備考14ハホ、16、19、様式29の2備考15、16、様式30備考13）。

なお、明細書を訂正するときはその全文を添付しなければなりません（特§131④）（審判便覧38—05）。

Q4-19. 一の特許異議申立事件で複数回の訂正請求をしたとき、先の訂正請求の扱いはどうなりますか。

A4-19. 先にされた訂正請求は取り下げられたものとみなされます（特§120の5⑦）。

なお、訂正の基礎となる明細書等は、設定登録時等の明細書となります。

Q4-20. 特許異議の申立ての対象となる請求項が、訂正請求により全て削除されたとき、特許異議申立事件はどうなりますか。

A 4-20. 特許異議の申立ての対象が存在しないことになるので、特許異議の申立ては却下されます（審判便覧67-06の3.（3））。

Q 4-21. プロダクト・バイ・プロセス・クレーム（物の発明に係る請求項にその物の製造方法が記載されているとき）について、平成27年6月に最高裁判決が出ました。特許異議の申立てにおいて、プロダクト・バイ・プロセス・クレームを単に、物の構造や特性によって特定する訂正や、物の製造方法にする訂正をする際は、明瞭でない記載の釈明に該当するのでしょうか。

A 4-21. 特許異議の申立ての訂正請求における、特許法第120条の5第2項ただし書き第3号に規定する「明瞭でない記載の釈明」については、補正に関し特許法第17条の2第5項の適用において考慮される「拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る」といった要件は存在しません。したがって、物の発明に係る請求項にその物の製造方法が記載されているときに、物の構造又は特性により特定する訂正や、物の製造方法にする訂正は、明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正であると認められます。

しかしながら訂正の要件は、補正の要件と異なり「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。」（特許法第120条の5第9項で準用する特許法第126条第6項）とされ、この点も考慮する必要があります。

特許異議の申立ての訂正請求におけるプロダクト・バイ・プロセス・クレームの取扱いについては、法令に基づき、事案に応じて審判合議体としての判断を審決の中で示していきます。

Q 4-22. 訂正請求の理由を変更又は追加する、いわゆる要旨を変更する補正は可能ですか。

A 4-22. 訂正請求書は、その要旨を変更する補正はできませんが、例外として、訂正請求書について補正をすべきことを命じられたときに、当該補正が命じられた事項に限ってする補正は、要旨を変更するものであっても認められます（特§120の5⑨→特§131の2①三）（審判便覧67-05. 3の4.（1））。

Q 4-23. 訂正請求の取下げ可能時期について教えてください。

A 4-23. 取消理由通知（決定の予告として行う取消理由通知を含む）又は訂正拒絶理由通知において指定された意見書の提出期間に限り取下げをすることができます（特§120の5⑧、特§17の5①）。

なお、取下げをするときは、訂正の請求を請求項ごと又は一群の請求項ごとにしたときであっても、その全ての請求を取り下げなければなりません（特§120の5⑧、特施規§45の6→§50の2の2）。訂正の請求の一部を取りやめたいときは、訂正に係る明細書、特許請求の範囲、図面の補正（特§17の5）

により訂正事項の一部削除をすることができます（審判便覧67-05. 2の1. (4)）。

Q 4-24. 訂正を認める維持決定が確定したときの、訂正の効果はどうなりますか。

A 4-24. 訂正明細書等により、特許出願、特許の公開、特許すべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされます(特§120の5⑨→特§128)。

Q 4-25. 特許権者は合議体に面接を要請できますか。

A 4-25. 特許権者との面接は拒絶査定不服審判と同様、要請があれば原則審理中に少なくとも1回面接を行うこととしております。面接の要請の仕方などについては「面接ガイドライン【審判編】」を参照してください。

《5. その他》

Q 5-1. 特許異議申立制度における「参加」について教えてください。

A 5-1.

① 参加できる者

特許権についての権利を有する者（例えば、専用実施権者・通常実施権者）、その他特許権に関して利害関係を有する者に限り、特許権者を補助するために、その審理に参加することができます(特§119①)。

② 参加できる時期

特許異議の申立てについての決定があるまでです(特§119①)。

③ 参加の効果

特許権者を補助するため、攻撃防御の方法の提出、その他一切の特許異議の申立てに係る手続をすることができます(特§119②→特§148④)。
また、特許権者と同様に関係書類が送付されます。

(審判便覧67-02の3.、審判便覧57-00～09)

Q 5-2. 第三者が、他人の特許について特許異議の申立てがされているかを確認することはできますか。

A 5-2. 特許情報プラットフォーム(J-P l a t P a t)の経過情報検索という機能により、特許異議申立書等の書類の提出の有無を確認できます。ただし、情報の反映まで書類の提出から3週間程度かかります。提出された書面の内容について確認するときは、特許庁の窓口にて書類の閲覧を申請してください。

2018年5月 更新